

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和6年12月18日

旭川市長 今 津 寛



1 契約担当部局

〒070-8003 旭川市神楽3条7丁目
旭川市教育委員会社会教育部文化振興課大雪クリスタルホール
電話 0166-69-2000
FAX 0166-69-2001

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 大雪クリスタルホール照明装置更新業務
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 入札説明書のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等入札参加資格者名簿において地域区分「11市内」、格付業種「電気工事」、格付等級「A」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的関係については11(2)を参照。）。

(6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店を有する者であること。

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和6年12月26日（木） 午後5時

(2) 提出場所 1に同じ。

6 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年1月20日（月） 午前10時

イ 入札場所 旭川市神楽3条7丁目 大雪クリスタルホール2階レセプション室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）。

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 支払条件 後払いとする。

(7) 詳細は入札説明書による。

9 議会の議決

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年旭川市条例第14号）の規定により旭川市議会の議決に付さなければならないため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

10 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン又は北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（平成31年旭契第37号）を適用するものである。

11 その他

(1) 落札決定から本契約の締結までの間に旭川市が落札者を指名停止とした場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わない。この場合において落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる一切の損害の賠償を請求することができない。

(2) 3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ウ その他，ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合
- (7) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合